

平成30年度

船橋市後期高齢者医療事業
特別会計予算

議案第 7 号

平成 3 0 年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 3 0 年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 1 7 3, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

平成 3 0 年 2 月 1 9 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10 後期高齢者医療保険料		6,058,300
	10 後期高齢者医療保険料	6,058,300
15 使用料及び手数料		100
	10 手数料	100
16 国庫支出金		8,900
	15 国庫補助金	8,900
20 繰入金		1,075,500
	10 他会計繰入金	1,075,500
25 繰越金		100
	10 繰越金	100
30 諸収入		30,100
	10 延滞金・加算金及び過料	1,510
	15 償還金及び還付加算金	20,500
	22 受託事業収入	8,060
	25 雑入	30
歳 入 合 計		7,173,000

歲 出

[illegible]

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納入通知書 等作成業務委託料	平成30年度～平成31年度	5,093千円に消費税及び地方消費税 を加えた額